

7 建企第 98 号
令和7年9月30日

土木部各課長・室長
(総括課長補佐経由)
土木関係各地方機関長
(検査指導幹、石木ダム建設課長経由)

} 様

建設企画課長
(公印省略)

週休2日工事における工事成績評定の運用について（通知）

週休2日工事における工事成績評定については、令和6年9月9日付6建企143号により運用しておりますが、下記のとおり改定したので通知します。

記

1. 長崎県建設工事成績評定要領での運用内容
 - 別紙のとおり。
 - 本運用は、「週休2日モデル工事の試行要領」による週休2日モデル工事を対象とする。
2. 運用日：工事完成確認日が令和7年10月1日以降のもの

■担当 土木部建設企画課技術情報班 田添、平田
095-894-5448

◎週休2日工事の評価の運用

別紙

「週休2日モデル工事の試行要領」により、試行対象工事として発注した全ての工事を対象とする。

○ [主任監督員] 2. 施工状況 II. 工程管理において、以下の項目で評価する。

別紙-2 ①

考査項目別運用率

(主任監督員)

■ □ ⑧休日の確保を行っている。

※通期の週休2日4週8休以上で評価

⑩その他（理由：通期の週休2日4週8休以上を実施）

※通期の週休2日4週8休以上で評価

○ [主任監督員] 5. 創意工夫 Ⅰ.創意工夫 において、以下の項目で評価する。

別紙-2 4

第10章

卷之三

その他（理由：週休2日（4週8休以上）を実施した工事。）

※当該工事で4週8休以上を実施している場合に評価。

○ [担当課長] 2. 施工上状況 II. 工程管理において以下の項目で評価する。

別紙-3 ①

老本项目別署用書

(相关链接)

当直項目別属性表						
〔記入方法〕該当する項目の□にしマークを記入する。						
垂書き項目	種 別	工 種	a	b	c	d
2. 施工状況	II 工程管理	<input type="checkbox"/> 傷んでいる	<input type="checkbox"/> やや傷んでいる	<input checked="" type="checkbox"/> 地の評面に該当しない	<input type="checkbox"/> やや苦っている	<input type="checkbox"/> 苦っている
		<p>「評価対象項目」</p> <p>□ ①隣接する他の工事などとの工種調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。</p> <p>□ ②地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。</p> <p>□ ③工種調整を通じて行なったことにより、夜間工事の回避等を行い、工事による地盤への影響を軽減させた。</p> <p>□ ④工種調整に係る取引の組みが見られた。</p> <p>□ ⑤災害復旧工事へと特化した時期的制約のある場合において、余裕をもって工事を完成させた。</p> <p>□ ⑥工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。</p> <p>□ ⑦その他 理由： ●判断基準 該当項目が3項目以上・・・・a 該当項目が1~2項目 ・・・・b 該当項目なし ・・・・c</p>				
						上記該当があれば・・・d 上記該当があれば・・・e

□ ④工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。

※通期の週休2日 4週8休以上で評価

⑦その他（理由：通期の週休2日~~4週8休~~以上を実施）

※通期の週休2日4週8休以上で評価

◎災害復旧工事の評価の運用

別紙

○ [主任監督員] 2. 施工状況 II. 工程管理 において、以下の項目で評価する。

別紙-2 ①

査査項目別選用表

(主任監督員)

査査項目	種 別	工 種	a	b	c	d	e
2. 施工状況	II 工程管理		<input type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 「評査対象項目」 <input type="checkbox"/> ①「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指図事項が無い。 <input type="checkbox"/> ②工程に与えられる要因を的確に把握し、それらを反映した計画・工程表を作成している。 <input type="checkbox"/> ③実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 <input type="checkbox"/> ④現場条件への対応が迅速であり、施工の準備が見られない。 <input type="checkbox"/> ⑤時間制限や天候・倒伏木等の各種条件への対応が適切であり、大きな工程の遅れがない。 <input type="checkbox"/> ⑥工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> ⑦適切な工程管理を行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> ⑧休日の確保を行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> ⑨計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 <input type="checkbox"/> ⑩その他 理由: _____	<input type="checkbox"/> ほぼ適切である <input type="checkbox"/> 他の評価に該当しない	<input type="checkbox"/> やや不適切である <input type="checkbox"/> 2-II-1 9-1) <input type="checkbox"/> 2-II-1 9-2)	<input type="checkbox"/> やや不適切である <input type="checkbox"/> 上記該当があれば・・・d	<input type="checkbox"/> 不適切である <input type="checkbox"/> 上記該当があれば・・・e
					<small>①当該「評査対象項目」のうち、対象項目は左の□にチェックを記入する。 ②評査項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評査率(%)=該当項目数/(〇)×評査対象項目数(%) ④なお、評査対象項目数が2項目以下の場合は△評価とする。</small>		

■ ⑧休日の確保を行っている。

※通期の週休2日災害復旧工事であれば4週4休以上で評価

⑩その他
(理由: 通期の週休2日以上

※通期の週休2日以上で災害復旧工事であれば評価(厳しい現場環境の中で工期内に完成させた)

○ [担当課長] 2. 施工上状況 II. 工程管理 において、以下の項目で評価する。

別紙-3 ①

査査項目別選用表

(担当課長)

査査項目	種 別	工 種	a	b	c	d	e
2. 施工状況	II 工程管理		<input type="checkbox"/> 損害している <input type="checkbox"/> 「評査対象項目」 <input type="checkbox"/> ①隣接する他の工事などの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> ②地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生せることなく工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> ③工程管理は適切に行なったことにより、複数工事の回観等を行い、工事による地域への影響を軽減させた。 <input type="checkbox"/> ④工程管理に係る情報の取扱いが適切に行なわれた。 <input type="checkbox"/> ⑤被災箇所の事業者等と工事の計画がある場合において、各担当者にて工事を実施させた。 <input type="checkbox"/> ⑥工事箇所が広範囲に亘っている場合において、工程管理を的確に行い、半角各もって工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> ⑦その他 理由: _____	<input type="checkbox"/> やや損傷している <input type="checkbox"/> 他の評価に該当しない	<input type="checkbox"/> やや遅っている <input type="checkbox"/> 上記該当があれば・・・d	<input type="checkbox"/> やや遅っている <input type="checkbox"/> 上記該当があれば・・・e	

□ ⑤災害復旧工事など、特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。

—※災害復旧工事で工期内で適切に完成させたら評価

□ ④工程管理に係る積極的な取り組みがみられた

※通期の週休2日以上で評価

(理由: 通期の週休2日以上

⑦その他

※通期の週休2日以上で災害復旧工事であれば評価

を実施災害復旧工事)

○ [担当課長] 4. 工事特性 I. 施工条件への対応 において、以下の項目で評価する。

	<p><u>II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応</u></p> <p>□ ④ 地盤の変形、近接構造物、地盤変動等への影響に配慮する工事</p> <p>□ ⑤ 那辺環境条件により、作業場所、工事等に大きな影響を受ける工事</p> <p>□ ⑥ 震災復旧工事に対する監視、指導等に配慮する工事</p> <p>□ ⑦ 施工上の文書規則に大きく依存する工事</p> <p>□ ⑧ 施工箇所が広範囲に亘る工事</p> <p>□ ⑨ その他 理由: _____</p> <p>※上記の対応事項に1つ以上しがつけば6点の加点とする。</p>	<p>(4. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 市街地の家庭用電線での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 <p>(5. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ガス管、配管、電話線等の支障物件の移設について、施工工事の難易度に特に注意を要した工事。 地盤整備や基礎工事などの制約が特に多い工事。 その他の権利制約があり、施工に厳しい制約を被だり工事。 <p>(6. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川川の掘削工事において地下水位が高く、ウェルボーリング等による排水水や大規模な山崩れなどの危険性がある工事。 支持強度の制約や複数のため、深埋工事基準等に拘束されるなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 施工不可船日が多いことから、施工機械の堆積率や船などによる影響を考慮した工事。 <p>(7. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 海水又は河川(区間内)のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不採用日が多く、主に作業船や台船を利用すること。 潜水作業を多用した工事では波浪や水位変動が大きいため作業船台船を設置した工事。 <p>(8. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 斜面又は急峻な地形下で工事のため、工事に伴う堆積土堤防止対策等の安全対策を必要とした工事。 土石流危険渓流に指定された区域内で行われる工事。 被災箇所における二回目災害の危険性に対する警戒措置を設置した工事。 <p>(9. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 日々の、災害又は自然条件又は地盤条件への対応が非常にあった工事。 その他の、那辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。
--	--	---

II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応

□ ⑧事故や災害発生直後等への緊急的な対応が必要な工事

※災害復旧工事であれば評価

III 厳しい自然・地盤条件への対応

□ ⑬被災箇所の措置や急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事

※災害復旧工事であれば評価

週休2日モデル工事の改定概要【令和7年10月改定】

	発注者指定型 (令和6年10月改定)	受注者希望型 (令和6年10月改定)
適用時期	令和6年10月～令和7年9月起工	令和6年10月～令和7年9月起工
対象工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計金額6,500万円以上かつ一般競争入札により発注する工事。 ・ 土木部（營繕除く）及び水産部漁港漁場課が所管する事業のうち、発注者指定型による発注に該当しない工事。ただし、下記※に該当する工事は除く。 ・ 土木部（營繕除く）及び水産部漁港漁場課が所管する事業が対象。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土木部（營繕除く）及び水産部漁港漁場課が所管する事業のうち緊急対応をする工事（応急工事等）
実施内容	<p>月単位または通期の4週8休以上</p> <p>・ 週休2日実施の有無及び実施パターン（月単位または通期の4週8休以上）を着手前に協議・宣誓したうえで実施。</p> <p>・ 月単位の4週8休実施を宣誓し達成できた場合は、補正経費を通期から月単位に変更するが、月単位の4週8休達成に係る評点の上乗せは行わない。（月単位・通期に開わらず4週8休以上達成が評価対象、月単位または通期の4週8休が未達成でもペナルティはないが通期の4週8休が未達成の場合は減点）</p> <p>・ 月単位の4週8休実施を宣誓せず月単位の4週8休を達成しても、補正経費の変更は行わない。</p> <p>・ 受注者の責によらず現場閉所が出来ない期間が発生した場合は、受発注者間で協議の上、当該期間は週休2日対象期間から控除。</p> <p>・ 受注者の責によらず現場閉所が出来ない期間が発生した場合は、受発注者間で協議の上、当該期間は週休2日対象期間から控除。</p>	<p>月単位または通期の4週8休以上</p> <p>・ 週休2日の実施パターン（完全週休2日（土日）または月単位の週休2日）を着手前に協議・宣誓したうえで実施するが、通期の週休2日以上となる休日確保は必須。</p> <p>・ 完全週休2日（土日）の実施を宣誓し達成できた場合は、補正経費を月単位の週休2日から完全週休2日（土日）に変更するが、完全週休2日（土日）達成に係る評点の上乗せは行わない。（通期の週休2日以上達成が加点対象、週休2日（土日）が未達成でもペナルティはないが通期の週休2日が未達成の場合には減点）</p> <p>・ 完全週休2日（土日）の実施を宣誓せず月単位の週休2日（土日）を達成しても、補正経費の変更は行わない。</p> <p>・ 受注者の責によらず現場閉所が出来ない期間が発生した場合は、受発注者間で協議の上、当該期間は週休2日対象期間から控除。</p> <p>・ 港湾・漁港精算員工事積算基準を適用する工事については、完全週休2日（土日）を達成した場合でも完全週休2日（土日）の経費補正是行わない。</p>
実施方法	<p>月単位</p> <p>・ 週休2日の実施パターン（月単位または通期の4週8休以上）を着手前に協議・宣誓したうえで実施。</p> <p>・ 月単位の4週8休実施を宣誓し達成できた場合は、補正経費を通期から月単位に変更するが、月単位の4週8休達成に係る評点の上乗せは行わない。（月単位・通期に開わらず4週8休以上達成が評価対象、月単位または通期の4週8休が未達成でもペナルティはないが通期の4週8休が未達成の場合には減点）</p> <p>・ 月単位の4週8休実施を宣誓せず月単位の4週8休を達成しても、補正経費の変更は行わない。</p> <p>・ 受注者の責によらず現場閉所が出来ない期間が発生した場合は、受発注者間で協議の上、当該期間は週休2日対象期間から控除。</p> <p>・ 受注者の責によらず現場閉所が出来ない期間が発生した場合は、受発注者間で協議の上、当該期間は週休2日対象期間から控除。</p>	<p>月単位</p> <p>・ 週休2日の実施パターン（完全週休2日（土日）または月単位の週休2日）を着手前に協議・宣誓したうえで実施するが、通期の週休2日以上となる休日確保は必須。</p> <p>・ 完全週休2日（土日）の実施を宣誓し達成できた場合は、補正経費を月単位の週休2日から完全週休2日（土日）に変更するが、完全週休2日（土日）達成に係る評点の上乗せは行わない。（通期の週休2日以上達成が加点対象、週休2日（土日）が未達成でもペナルティはないが通期の週休2日が未達成の場合には減点）</p> <p>・ 完全週休2日（土日）の実施を宣誓せず月単位の週休2日（土日）を達成しても、補正経費の変更は行わない。</p> <p>・ 受注者の責によらず現場閉所が出来ない期間が発生した場合は、受発注者間で協議の上、当該期間は週休2日対象期間から控除。</p> <p>・ 港湾・漁港精算員工事積算基準を適用する工事については、完全週休2日（土日）を達成した場合でも完全週休2日（土日）の経費補正是行わない。</p>
経費補正の 計上方法	<p>・ 当初は通期の4週8休以上の補正経費を計上して発注。（港湾・漁港は月単位の補正のみであるため当初は未計上）</p> <p>・ 月単位の4週8休実施を宣誓し達成した場合は、補正経費を月単位の4週8休以上に変更。</p> <p>・ 通期の4週8休未達成時は補正経費を減額。（港湾・漁港は当初どおり補正なし）</p> <p>・ 現場作業期間が1月に満たない工事については、月単位の4週8休以上の補正経費を適用しない。</p>	<p>・ 当初は月単位の週休2日の補正経費を計上して発注。</p> <p>・ 初回週休2日（土日）を宣誓し達成した場合は、補正経費を完全週休2日（土日）に変更。（港湾・漁港は除外）</p> <p>・ 月単位の週休2日を未達成の場合は、週休2日の経費補正を減額。</p> <p>・ 現場作業期間が1月に満たない工事については、週休2日モデル工事の対象外とする。</p>
成績評定 の加点	<p>最大2.4点 (文書通知発出時は加点なし)</p>	<p>最大2.0点 (文書通知発出時は加点なし)</p>
成績評定 の減点	-2点	なし

	発注者指定型 (令和7年10月改定)	受注者希望型 (令和7年10月改定)
適用時期	令和7年10月～令和7年10月起工	令和7年10月～令和7年10月起工
対象工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土木部（營繕除く）及び水産部漁港漁場課が所管する事業のうち、発注者指定型による発注に該当する工事。ただし、下記※に該当する工事は除く。 ・ 土木部（營繕除く）及び水産部漁港漁場課が所管する事業が対象。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土木部（營繕除く）及び水産部漁港漁場課が所管する事業のうち緊急対応をする工事（応急工事等）
実施内容	<p>月単位または通期の4週8休以上</p> <p>・ 週休2日実施の有無及び実施パターン（月単位または通期の4週8休以上）を着手前に協議・宣誓したうえで実施。</p> <p>・ 月単位の4週8休実施を宣誓し達成できた場合は、補正経費を通期から月単位に変更するが、月単位の4週8休達成に係る評点の上乗せは行わない。（月単位・通期に開わらず4週8休以上達成が評価対象、月単位または通期の4週8休が未達成でもペナルティはないが通期の4週8休が未達成の場合には減点）</p> <p>・ 月単位の4週8休実施を宣誓せず月単位の4週8休を達成しても、補正経費の変更は行かない。</p> <p>・ 受注者の責によらず現場閉所が出来ない期間が発生した場合は、受発注者間で協議の上、当該期間は週休2日対象期間から控除。</p> <p>・ 受注者の責によらず現場閉所が出来ない期間が発生した場合は、受発注者間で協議の上、当該期間は週休2日対象期間から控除。</p>	<p>月単位または通期の4週8休以上</p> <p>・ 週休2日の実施パターン（完全週休2日（土日）または月単位の週休2日）を着手前に協議・宣誓したうえで実施するが、通期の週休2日以上となる休日確保は必須。</p> <p>・ 完全週休2日（土日）の実施を宣誓し達成できた場合は、補正経費を月単位の週休2日から完全週休2日（土日）に変更するが、完全週休2日（土日）達成に係る評点の上乗せは行わない。（通期の週休2日以上達成が加点対象、週休2日（土日）が未達成でもペナルティはないが通期の週休2日が未達成の場合には減点）</p> <p>・ 完全週休2日（土日）の実施を宣誓せず月単位の週休2日（土日）を達成しても、補正経費の変更は行かない。</p> <p>・ 受注者の責によらず現場閉所が出来ない期間が発生した場合は、受発注者間で協議の上、当該期間は週休2日対象期間から控除。</p> <p>・ 港湾・漁港精算員工事積算基準を適用する工事については、完全週休2日（土日）を達成した場合でも完全週休2日（土日）の経費補正是行わない。</p>
実施方法	<p>月単位</p> <p>・ 週休2日の実施パターン（月単位または通期の4週8休以上）を着手前に協議・宣誓したうえで実施。</p> <p>・ 月単位の4週8休実施を宣誓し達成できた場合は、補正経費を通期から月単位に変更するが、月単位の4週8休達成に係る評点の上乗せは行わない。（月単位・通期に開わらず4週8休以上達成が評価対象、月単位または通期の4週8休が未達成でもペナルティはないが通期の4週8休が未達成の場合には減点）</p> <p>・ 月単位の4週8休実施を宣誓せず月単位の4週8休を達成しても、補正経費の変更は行かない。</p> <p>・ 受注者の責によらず現場閉所が出来ない期間が発生した場合は、受発注者間で協議の上、当該期間は週休2日対象期間から控除。</p> <p>・ 受注者の責によらず現場閉所が出来ない期間が発生した場合は、受発注者間で協議の上、当該期間は週休2日対象期間から控除。</p>	<p>月単位</p> <p>・ 週休2日の実施パターン（完全週休2日（土日）または月単位の週休2日）を着手前に協議・宣誓したうえで実施するが、通期の週休2日以上となる休日確保は必須。</p> <p>・ 完全週休2日（土日）の実施を宣誓し達成できた場合は、補正経費を月単位の週休2日から完全週休2日（土日）に変更するが、完全週休2日（土日）達成に係る評点の上乗せは行かない。（通期の週休2日以上達成が加点対象、週休2日（土日）が未達成でもペナルティはないが通期の週休2日が未達成の場合には減点）</p> <p>・ 完全週休2日（土日）の実施を宣誓せず月単位の週休2日（土日）を達成しても、補正経費の変更は行かない。</p> <p>・ 受注者の責によらず現場閉所が出来ない期間が発生した場合は、受発注者間で協議の上、当該期間は週休2日対象期間から控除。</p> <p>・ 港湾・漁港精算員工事積算基準を適用する工事については、完全週休2日（土日）を達成した場合でも完全週休2日（土日）の経費補正是行わない。</p>
経費補正の 計上方法	<p>・ 当初は通期の4週8休以上の補正経費を計上して発注。（港湾・漁港は月単位の補正のみであるため当初は未計上）</p> <p>・ 月単位の4週8休実施を宣誓し達成した場合は、補正経費を月単位の4週8休以上に変更。</p> <p>・ 通期の4週8休未達成時は補正経費を減額。（港湾・漁港は当初どおり補正なし）</p> <p>・ 現場作業期間が1月に満たない工事については、月単位の4週8休以上の補正経費を適用しない。</p>	<p>・ 当初は月単位の週休2日の補正経費を計上して発注。</p> <p>・ 初回週休2日（土日）を宣誓し達成した場合は、補正経費を完全週休2日（土日）に変更。（港湾・漁港は除外）</p> <p>・ 月単位の週休2日を未達成の場合は、週休2日の経費補正を減額。</p> <p>・ 現場作業期間が1月に満たない工事については、週休2日モデル工事の対象外とする。</p>
成績評定 の加点	最大2.4点 (文書通知発出時は加点なし)	最大2.0点 (文書通知発出時は加点なし)
成績評定 の減点	-2点	なし

※完全週休2日（土日）：対象期間全ての週で土日の現場閉所を実施
月単位の週休2日：対象期間全ての月で4週8休以上の現場閉所を実施
通期の週休2日：対象期間全体で4週8休以上の現場閉所を実施